

地域の特性を活かし、 調和のとれたまち

1 土地利用

現状と課題

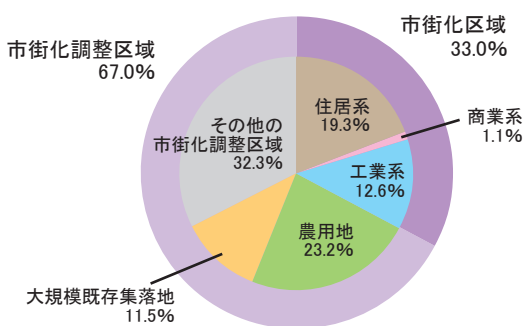
① 用途別土地利用

本市の土地利用としては、市全域の3,211haが豊田都市計画区域として定められ、市街化区域1,057haと市街化調整区域2,154haに区分されています。

市街化区域では、住居系620ha、商業系34ha、工業系403haの用途地域が指定され、市街化調整区域においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域744haが指定され優良農地として保全されています。

現在、三好ヶ丘第三地区および三好根浦地区において土地区画整理事業が施行中であり、新市街地整備は進んでいますが、既成市街地内において低未利用地の解消がされていません。また、市街化調整区域においては、流通業務を中心に大規模な開発が行なわれています。

用途地域の割合



② 地区別土地利用

きたよし地区は、土地区画整理事業により良好な居住環境の住宅地が整備され、教育環境基盤として三好丘中学校、黒笹小学校が開校されました。また、黒笹工業団地の研究開発機能の充実やインターチェンジ周辺での産業立地や住宅開発、筋生辰己山地区では、工業用地、住宅用地の多機能開発事業が進められています。

なかよし地区は、商業施設の集積が図られ、県営中島住宅では建替えに伴い、シルバーハウジングが設置されるなど、高齢者にやさしい住宅の整備がされ、みよし市民病院がサンアート隣接地に移転したことにより、文化・福祉の拠点が形成されました。

みなよし地区は、農業地帯にいくつかの大規模工場が立地し、土地利用の大半は農地として利用されており、みなよし台などの住宅地開発により、新たなコミュニティが形成されています。

このように、まちが大きく成長し発展する一方で、南北間における人口や人口構成比率の格差があります。また、今後も増加が見込まれる人口に対し、市街化調整区域内に介在する農地や、市街化区域内の低未利用地の利用促進も重要な課題であり、地域の特性を活かしたバランスのとれた土地利用を図る必要があります。

基本事業と目標指標（めざそう値）

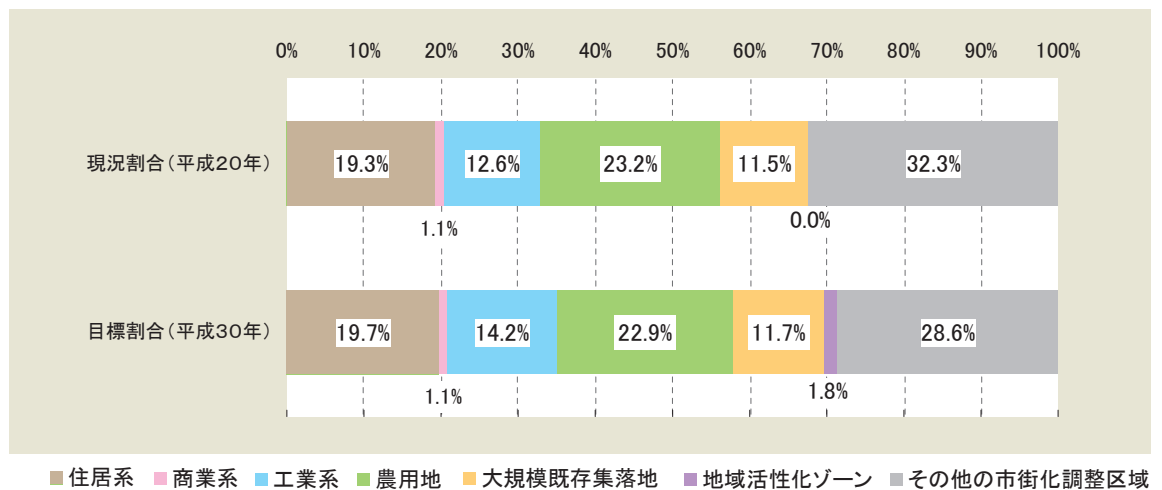
1 地域特性を活かした計画的な土地利用の推進

継続

地域の特性を活かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
住居系用途地域の面積割合	市域に占める住居系用途地域面積の割合	19.3%	19.7%	19.7%
工業系用途地域の面積割合	市域に占める工業系用途地域面積の割合	12.6%	14.2%	14.2%
地域活性化ゾーンの面積割合	市街化調整区域で住居系を中心とする地区計画を策定した地区面積の割合	0%	1.8%	1.8%

土地利用面積の目標



施策の展開シナリオ

1. 土地利用の基本方針

①人と自然が共生できる土地利用の推進

貴重な自然が残る水辺や樹林地を保全するとともに、緑地や保水機能としての役割を有する農用地を保全し、人と自然が共生できる土地利用を推進します。

②安全・安心に暮らせる土地利用の推進

水害、崖くずれ、液状化などの災害が発生しやすい区域での開発を抑制するとともに、既成市街地や集落地における地震・浸水対策など、安全に暮らせる土地利用を推進します。

③産業の発展と交流が促進される土地利用の推進

産業用地や交流施設用地を確保し、産業が継続的に発展し、市内外の交流が促進されるような土地利用を推進します。

④職住が近接し、良好なコミュニティが形成される土地利用の推進

新たな住宅地の形成に際しては、職住が近接した立地条件のもと、多様な世代が居住し、バランスの取れた良好なコミュニティが形成されるような土地利用を推進します。

⑤地域の特性に対応した計画的な土地利用の推進

地域の資源を活かし、地域の特性に対応した計画的な土地利用を推進します。

⑥持続的発展性のあるまちを育む

今後予想される少子・高齢化社会に対応した土地利用、都市機能の更新を図り、永続的な発展をつづける土地利用を推進します。



2. 用途別土地利用の方針

①住宅地ゾーン

低層住宅を中心とした土地利用を図り、良好な居住環境の形成・保全を図ります。

鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、中高層住宅や店舗併用住宅など、利便性を活かした住宅地の形成を図ります。

新たな住宅地ゾーンとして、東名高速道路以北の三好ヶ丘駒場線沿道において、新市街地の拡大・形成を図り、良好な居住環境の整備を進めます。

②商業地ゾーン

買物などのサービス利便向上のため、市中心部や主要幹線道路沿道、駅周辺を中心に、商業施設をはじめとする各種サービス施設の立地誘導に努めます。

③工業地ゾーン

地域の持続的な発展のために、既存工業地の維持・保全を図るとともに、周辺の居住環境や営農環境の保全に配慮しつつ、新たな産業用地を確保し、企業の立地誘導を図ります。

幹線道路（国・県道）沿道および大規模な既存工業地隣接地においては、新たな産業立地を促進し、地域の活性化と産業の育成に努めます。

④地域活性化ゾーン

周辺の営農環境や集落地に配慮しながら、上伊保知立線沿線や岡崎三好線沿線の既存集落内および隣接地において、定住の促進と農村地域との交流の活性化により、コミュニティを維持し、地域の振興を図るため優良田園型住宅などの形成を促進し、既存の集落地と一体性を持った居住環境の形成を図ります。

⑤田園環境ゾーン

貴重な緑であるとの観点から、営農環境の形成・保全を図りながら、田園景観の保全を図ります。

⑥自然保全・レクリエーションゾーン

良好な樹林地や水辺環境を保全・活用し、小動物などの生態系の保全とともに、景観やレクリエーション機能の向上を図ります。

大規模な降雨時に一定以上の浸水被害が予想される大規模な区域においては、降雨の調整機能となる遊水池の整備に努め、この遊水池は、景観づくりの一環として多様な動植物の生息地確保、市民の憩いの空間を創出し、総合治水の観点からの治水対策を図ります。



3. 地区別土地利用の方針

きたよし地区

きたよし地区は、本市の中で最も自然が残されている一方、三好ヶ丘の住宅地開発や大学の立地、インターチェンジの設置など、従来本市にはなかったさまざまな機能が新たに導入されてきました。地区には、学術研究機能の導入や物流拠点の形成、スポーツ文化施設の整備、また既存の里山を活かした整備などを行い、より魅力的な「緑と暮らしを大切にするまち きたよし」として、次に掲げる施策を主に進めます。

(1) 自然環境と調和した居住機能の充実

三好ヶ丘住宅地は、都市郊外型の素晴らしい居住環境と高い交通利便性により入居者が年ごとに増加しています。今後も住宅需要を考えながら質の高い居住地の形成に努めるとともに、少子・高齢化社会に対応した持続可能な多世帯交流型コミュニティ^{注1}の形成を図ります。

(2) 周辺環境に配慮した居住環境の整備

既成集落地は周辺の田園環境と調和しつつ集落地内の良好な生活環境の整備又は保全を図ります。また、今後の産業立地と、その居住地基盤として、周辺の土地利用に配慮し、都市計画道路の配置、利便性を活かした都市郊外型の居住地の形成に努めます。

(3) 里山を活かした芸術・文化・教育機能の導入

残された里山で、市民と自然とのふれあいの場を確保し、自然を子どもたちへの環境教育の場や生涯学習の場として活用し、森のアートとして、自然素材を活かした環境アートの創造や芸術活動の拠点づくりを進めます。また、里山を活かした芸術・文化・教育機能の導入に努めるとともに、市民の交流の場を創出します。

(4) 国土交通軸のエントランスを活かした工業機能の充実

東名三好インターチェンジ周辺の幹線道路沿道は、既存産業と調和した新規産業の立地誘導を図り周辺環境と調和した生産物流機能の導入に努めます。

なかよし地区

なかよし地区は、市役所などの公共施設が集まった本市の行政の中心地として発展してきた地区ですが、中心地区としての役割を担うためには、主に都市基盤の整備充実が課題です。

したがって、中心地区にふさわしい本市の顔づくり、すなわち、人々のにぎわいと交流を創り出す公共公益施設の整備と充実、商業施設の充実など、広域的に魅力ある拠点を形成し、「未来を築くにぎわいのまち なかよし」として、次に掲げる施策を主に進めます。

(1) 「みよしの顔」となる交流・交歓拠点の形成

市民の生活・文化・福祉・健康の向上と市民を中心とした交流を促進するため、公共公益施設の集約化と既存施設との連携による利便性を高め、文化交流機能の向上を図ります。

(2) 居住機能の充実

消費生活と文化的な暮らしが楽しくできる良好な環境の住宅地の形成をめざし、中心市街地の整備を進めるとともに、少子・高齢化社会に対応した環境にやさしく人にやさしい持続可能な多世帯交流型コミュニティの形成を図ります。

(3) ゆたかな水と緑をいかしたネットワークと核の形成

憩いと安らぎを与えるゆたかな水と緑。恵まれた自然環境資源である三好公園を中心核として、市内全域に境川を軸とした水系やまちのアートを結び、緑のネットワーク化を図るとともに、中心市街地において憩いや交流の拠点となる空間を創出します。

(4) 幹線道路沿道の工業機能の充実

幹線道路沿道は、本市が長期的に安定した都市経営を展開し、活力ある企業活動を支援するため、周辺環境と調和した生産物流機能の導入に努めます。

みなよし地区

みなよし地区は、農業地帯にいくつかの大規模な工場が立地している地区であり、土地利用の大半は、農地として利用され、市街化調整区域の指定がされているため、工場や既存集落以外の新規機能の立地は少ない状況にあります。

現状のまま推移するとすれば、高齢者が増加し、子どもが少なくなるため、学校・保育園などの施設利用の非効率化やコミュニティそのものが、ぜい弱になっていく恐れがあります。

したがって、新たな住宅開発の促進・誘導が求められ、新たなインパクトある基盤プロジェクトの展開が期待されるところであります。

そこで、新規の田園型住宅地の開発や新たな生産機能・商業機能の導入、また農業系レクリエーションの充実などの計画的な開発を推進するとともに、伝統ある農業を活かした「ふるさと交流で元気なまち みなよし」として、次に掲げる施策を主に進めます。

(1) 田園型居住機能の充実

みなよし地区での人口減少の歯止めと本市の地域バランスやコミュニティ形成の観点からも今後は、重点的に既存の農業を活かした新しい田園型居住地の形成に努めます。

(2) 農業を活かしたレクリエーション・交流機能の充実

本市の伝統ある農業と自然空間を活かし、農家と都市住民の交流の場として親しまれつつある「さんさんの郷」。このさんさんの郷を中心に「農」を通じた交流を促進するレクリエーション・交流機能の充実に努めます。

(3) 世界に向けた地場産業機能の充実強化

本市が長期的に安定した都市経営を展開していくため、新たな生産物流機能の導入や基幹産業である自動車関連産業を中心に、地場産業の一層の高度化・高付加価値化を支援し、地場産業機能の充実に努めます。

(4) 優良農地・果樹園の保全

優良農地の集約化を図り、地域の特色を活かしたかき・なし・ぶどうなどの農産物の高品質化を進め、大規模な農業経営を促進する農業生産ゾーンの形成をめざし、市民の食料消費を支える生産基盤の確保に努めます。

協働の考え方

市民・行政がその役割に応じた責任を認識し、効果的、効率的および継続的な土地利用施策を共に実践していきます。また、市民が主体となって、地区計画などの地域特性に応じたまちづくりを進めます。

市民と行政の役割

市民は、土地は限られた地域資源として認識し、土地利用計画に基づき、周辺環境との調和を図りつつ、効果的・効率的な利用に努めます。

行政は、地域の特色ある土地利用計画を尊重し、実現に向けた支援と法手続きを行います。

用語解説

注 1…多世帯交流コミュニティ 高齢者世帯、子育て世帯、若年単身者世帯など様々な世帯が交流するコミュニティ

2 地籍調査

現状と課題

地籍調査とは、一筆^{注1}ごとの土地について、その所有者・地番・地目・境界の調査および面積に関する測量を行い、その結果を「地籍簿」と「地籍図」にとりまとめることをいい、土地に関する基礎的な調査です。

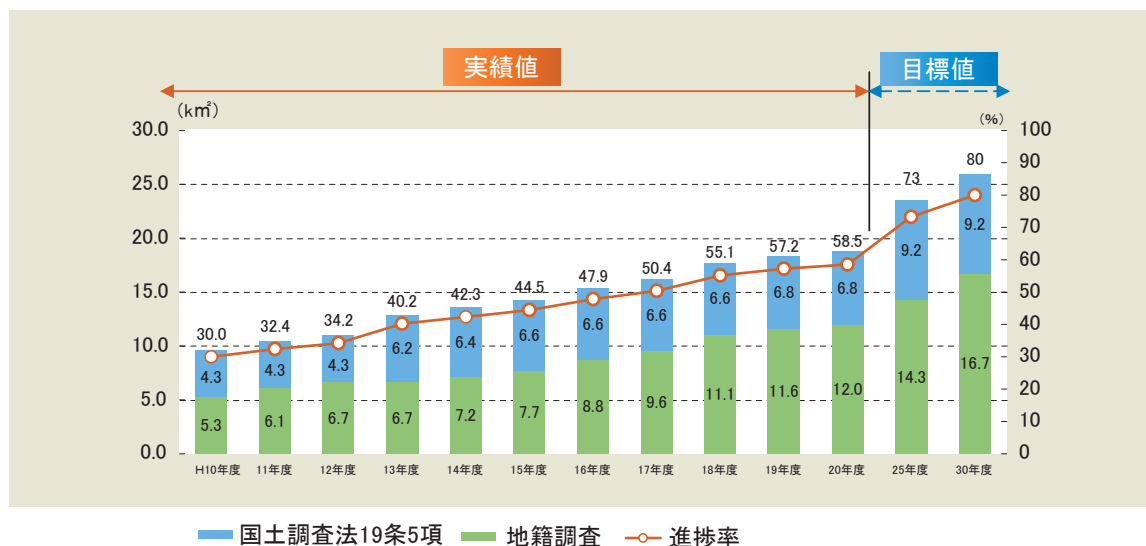
本市では、昭和60年度から計画的に地籍調査を実施しています。地籍調査が行われていれば、地球上での土地の位置を確定できるため、地震、土砂崩れ、水害などの災害が起きたとしても復旧作業を円滑に進めることができます。

地籍調査の成果は、まちづくりの基礎資料として地理情報システム（GIS）^{注2}の構築に大きな役割を果たしています。また、土地の境界が明確になるため、公共・民間開発事業の期間短縮やコスト削減が可能となるばかりでなく、登記制度の信頼性が向上し土地取引の円滑化が期待できます。

土地区画整理事業や土地改良事業などにより土地の確定測量が行われた区域においては、国土調査法第19条第5項の指定を受けることにより、その測量成果は地籍調査と同等の精度と認められます。本市では、地籍調査および国土調査法第19条第5項の指定を受けた面積は18.77 km²で、進捗率は約58.5%です。

一方、地籍調査の実施には長い年月を要するばかりでなく、関係する土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、調査内容に関する広報活動を十分に行い円滑な調査ができるようにすることが必要となります。

地籍調査の進捗率



1 地籍調査の推進

継続

土地の有効利用や権利の保全を図るために地籍の明確化を進め、土地に関する基礎資料を整備します。

<主な事業>

- ・地籍調査
- ・土地区画整理事業や土地改良事業、民間開発事業などの確定測量

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
地籍調査などの進捗率	みよし市の総面積に対する地籍調査済と国土調査法第 19 条 5 項指定面積を合算した面積の割合	58.5%	73%	80%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

地籍調査は、行政区ごとに 50ha 程度の調査区域を設定し、行政区の要望に基づき計画的に進めます。また、土地の確定測量が行われた区域（土地区画整理事業、土地改良事業など）は国土調査法第 19 条第 5 項の指定を受けるよう事業主体に積極的に働きかけ、地籍調査と同等の精度と認められる確定測量区域を拡大するよう努めます。

市民と行政の役割

市民は、地籍調査の意義や必要性を理解して、自発的に参加し、事業の推進を図ります。

行政は、事業の啓発、推進を図り、現地調査以降の工程である測量や調査成果の管理活用を行います。



用語解説

注 1…一筆 土地の所有権などを公示するために、人為的に分けた区画。土地は、この一筆ごとに登記され土地取引の単位となっています。

注 2…GIS 地理情報システム (Geographic Information Systems)：地図データ上にさまざまな情報を重ね合わせて表示・編集したり、検索・分析したりできるコンピューターのシステムです。

緑に包まれ、水に親しむ、 快適で美しいまち

1 緑のまちづくり

現状と課題

本市では、都市化が進み昭和 40 年代後半から市中心部での土地区画整理事業や三好ヶ丘ニュータウン土地区画整理事業などにより、公園・緑地は整備されてきましたが、古くからの里山や農地が市内各地で減少しています。

残された緑地を保全し、自然の豊かさを実感でき、後世まで継承できる緑豊かな空間づくりを進めるとともに、一層の緑化（花）の推進を図ることが大切です。

今後は、都市計画決定（公園緑地）区域内にある未収用地の取得促進を図るとともに、緑化による環境美化推進や景観形成の一層の展開と、市民参加による公園づくりや鎮守の森の保全、里山の保全・活用が必要です。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 緑化景観の創出

継続

緑豊かな町並み景観を創出するため、公共施設や民間施設の緑化を推進します。

＜主な事業＞

- ・公共施設緑化推進事業
- ・緑と花の推進委員会補助事業
- ・各行政区イベント花苗配布事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
施設緑化	公共施設などの緑化面積	10,930㎡	11,200㎡	11,500㎡
道路緑化	道路植栽帯などへの緑化面積	584㎡	640㎡	700㎡

2 里山の保全

継続

市内に残る貴重な里山などの活用と保全を図るため、緑化指定を行うとともに、里山づくりを進めます。

＜主な事業＞

- ・緑化指定地区保全事業
- ・森林病虫害防除事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
緑化指定面積	市内に残る鎮守の森、里山の保全面積	43,800㎡ /15 か所	45,000㎡ /16 か所	50,000㎡ /17 か所
里山で活動する組織	鎮守の森、里山を活用保全する組織数	12 組織	13 組織	14 組織

3 公園緑地保全基金

新規

公園・緑地内に残る未収用地の取得・整備を進め、公園・緑地を保全します。

＜主な事業＞
・公園緑地保全基金

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公園緑地保全基金	公園緑地用地の保全取得に備える基金	未設置	1 億円	4 億円

4 公園・緑地の維持管理

継続

公園・緑地の魅力や安全性を向上するため、適切に維持管理します。

＜主な事業＞
・公園維持管理事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公園・緑地で活動する組織	街区公園を主とした地域のボランティア組織数	10 組織	20 組織	30 組織

5 公園・緑地の整備促進

拡充

緑豊かなうおいのあるまちづくりを進めるため、緑の基本計画に基づき、計画的に公園・緑地を整備します。

＜主な事業＞
・都市公園整備事業
・公園緑地保全基金

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
一人当りの都市公園面積	都市公園面積／人口	12㎡	13㎡	14㎡
老朽公園施設の改修	利便向上のための公園改修箇所数	1 か所 / 年	1 か所 / 年	1 か所 / 年

施策の進め方

施策の展開シナリオ

緑豊かなまちづくりに向けて、公園緑地保全基金を設置し、緑の保全のため公園緑地にかかる都市計画決定区域内未収用地の取得整備の促進と、市民参加による公園の維持・管理や遊休農地の緑地活用、里山の保全・活用を図ります。

協働の考え方

公園での維持・管理活動、里山づくりや遊休農地の緑地活用を市民やボランティア組織と行います。行政はその支援とともに広く紹介し、地域の施設は地域で守り継承する活動の浸透拡大を図ります。

市民と行政の役割

市民は、地域の施設を自ら守り継承する活動に対する関心と理解を深め、自発的に参加し、その施設の活用と保全に努めます。

行政は、市民が自発的に参加し、地域に根ざした維持・管理活動が継続できるよう支援に努めます。

2 公園

現状と課題

市の中心に位置し桜の名所ともなっている三好公園および保田ヶ池公園は、池の周りに緑地を備えジョギング・散策など多くの市民に利用されています。

しかし、池周辺の緑地は、昭和40年代後半からの都市化と共に住宅開発など山林の伐採・農地の転用が進み、みどり豊かな里山や農地が減少の一途で緑地景観の保全が危惧されています。

保田ヶ池公園は、文化センターサンアート・市民病院などに隣接している公園ですが、その殆どは池であり、緑地の拡大とともに市民の健康づくり・体力増進にも配慮した施設整備が望まれています。

今後、三好公園は、老朽施設の改修とともに三好池周辺用地の取得に努め、市民がスポーツに親しみ、安全に水辺と緑豊かな自然を親しむことのできる総合公園として整備を進める必要があります。

保田ヶ池公園は、区域南側の樹林地の保全と中心市街地の地区公園として公園用地の拡大を行い、潤いのある都市空間の創出と心身の健康づくりのできる公園として整備が必要です。



保田ヶ池公園



三好公園

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 三好公園の整備促進

拡充

市民がスポーツに親しめる公園として、公園の拡張整備や体育館の改修を実施します。

＜主な事業＞
・三好公園整備事業
・体育館大規模改修事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公園供用面積	都市計画決定区域（70.4ha）内の供用面積	14.8ha	15.3ha	16.8ha
公園改修面積	既存施設の改修と新たな施設の整備面積	1.0ha	2.3ha	2.3ha
体育館大規模改修	利用者の利便向上のための施設改修率	0%	50%	100%

2 保田ヶ池公園の拡張整備

新規

市民の健康づくりができる公園として、保田ヶ池公園の拡張や公園施設を整備します。

＜主な事業＞
・保田ヶ池公園整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公園供用面積	公園供用面積	9.8ha	9.8ha	13.0ha

3 境川を利用した緑地の整備

新規

水に親しめる緑地空間として、境川きたよし緑地を整備します。

＜主な事業＞
・境川きたよし緑地整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
緑地整備延長	境川緑地の整備状況（4.3km、整備済）＋境川きたよし緑地の整備状況（3.7km）	4.3km	4.3km	5.3km

4 福谷公園の整備

新規

城跡を活かし、歴史が感じられる公園を整備します。

＜主な事業＞
・福谷公園整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公園供用面積	都市計画決定面積（3.9ha）の内公園供用面積	未整備	未整備	1.0ha

施策の進め方

施策の展開シナリオ

緑の保全のため、公園緑地にかかる都市計画決定区域内未収用地の取得整備の促進とともに、協働による公園づくりを推進します。

市民の健康づくりや自然とのふれあいなどのニーズに対応した、三好公園や保田ヶ池公園を整備するとともに、福谷公園や境川きたよし緑地の整備を進め、周辺に残る既存の里山や農地など緑豊かな自然環境の保全と緑の拠点、みどりの基幹軸を形成します。

協働の考え方

公園・緑地の整備に際し、市民参画によるワークショップを開催し、協働による公園づくりを行います。また、管理運営に当たっては、ボランティア団体などの参画を進めます。

市民と行政の役割

市民は、地域の施設を地域で守り活用することに関心と理解を深め、自発的に参加し、その活用と保全に努めます。

行政は、施設の適正な維持管理に努めるとともに、市民が自発的に施設の管理、活用する活動に参加できるよう必要な支援を行います。

3 愛知用水上部利用

現 状 と 課 題

愛知用水は、農地への安定的な用水の供給を行っており、かんがい水源として重要な施設であり、周辺には「三好公園（三好池）」「保田ヶ池公園」などがあり、豊かな自然と水環境が存在しています。愛知用水路は、新たな水需要と施設の老朽化に対処するため昭和 56 年から平成 18 年まで「愛知用水二期事業が実施され、水路施設の全面改築が行われましたが、憩いと安らぎの提供とその機能の発揮が求められています。また、維持管理機能の低下により地域用水の有する多面的機能の発揮も阻害されつつあります。

今後は、農業用水利施設の保全管理を第一に考慮した上で、施設が有していたせせらぎ水辺空間をつくり、豊かで潤いのある快適な生活空間を創造することが必要です。



三 好 池

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 愛知用水路の上部利用

拡 充

愛知用水二期事業の完了した三好支線などの上部を利用して、水辺に親しめる緑道を整備します。

＜主な事業＞
・地域用水環境整備事業
（愛知用水三好地区）

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
用水環境整備延長	用水環境整備事業の整備延長	1.2 km	3.5 km	4.2km

施策の進め方

施策の展開シナリオ

水利施設の保全を図るとともに、上部空間を利用した緑道としてせせらぎ水路や遊歩道・植栽を整備することによって、市民がさらに水に親しむことのできる空間を創造し市民同士のふれあいやコミュニケーションの場として活用します。

また、「境川緑地計画」と一体的に行うことにより、市民はもとより他市町村からの来訪者が増加し「自然・水辺空間」づくりを通じて「人」づくりの輪の拡大を図ります。

協働の考え方

緑道の整備に際し、市民参画によるワークショップなどを開催し、協働による緑道づくりを行うとともに、ボランティア団体などの参画による整備後の緑道の維持管理活動を進めます。

市民と行政の役割

市民は、水辺をより身近に感じることや、周辺の自然に接することにより、子どもをはじめ広い世代に水と緑など自然環境の大切さを伝えます。

行政は、市民の自然環境や親水施設へのふれあい・健康づくりといったニーズに対応して、豊かな自然と水があり、市民の憩い・安らぎ・親水の場の創造と利用促進に努めます。

整備イメージ



4 さんさんの郷

現状と課題

本市においても農家の高齢化・後継者不足による耕作放棄地の拡大が大変心配されていますが、一方、毎年 1,000 人余の新たな市民を迎え、自然とふれあう喜びを求める市民ニーズも年々増加しております。

平成 7 年 9 月に緑と花のセンター「さんさんの郷」が開設され、以来多くの市民の皆さんにふれあい農園（441 区画／1 区画 25㎡）・バーベキュー広場など、自然とふれあえる場として活用されています。

今後は、転入される皆さん・退職後の世代など、増加する市民ニーズに応えるべく、ふれあい農園の増設や生活を楽しむ休憩施設などを兼備えた新たな農園の整備が必要です。



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 ふれあい農園の増設

拡充

市民のニーズに応じて、ふれあい農園を拡張整備します。

＜主な事業＞
・緑と花のセンター管理運営事業
・ふれあい農園整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
貸し農園の区画 （25㎡ / 区画）	区画面積 25㎡の貸し農園の総区画数	441 区画	500 区画	500 区画
貸し農園の区画 （200㎡ / 区画）	団塊世代などの利用者増大に応えた区画面積 200㎡の新たな貸し農園の整備区画数	0 区画	10 区画	20 区画

施策の進め方

施策の展開シナリオ

自然とのふれあい、農業体験や食への関心の高まりなど、団塊世代をはじめとした市民ニーズに応えるべく、ふれあい農園の増設並びに生活を楽しむ付加価値を備えた新たな企画の農園整備の支援を図ります。

協働の考え方

農園利用者、市民および農業者団体関係者などによるイベント開催により、交流を活性化させ、農業への理解と参加を図ります。

市民と行政の役割

市民は、地域の施設を市民で守り活用し継承する活動に対する関心と理解を深め、自発的に参加し、施設の活用と保全に努めます。

行政は、自発的な参加活動を推進できるよう必要な支援を図ります。



5 河 川

現 状 と 課 題

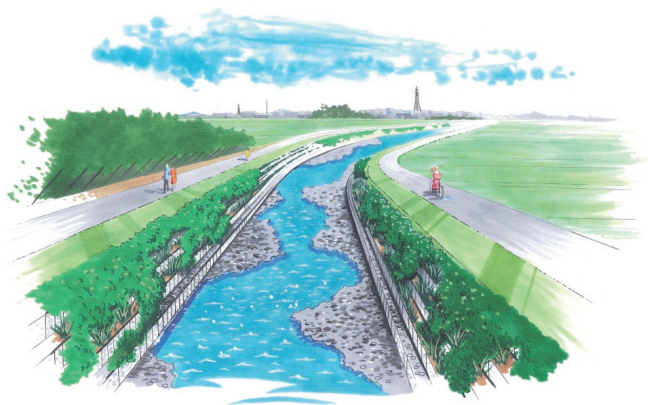
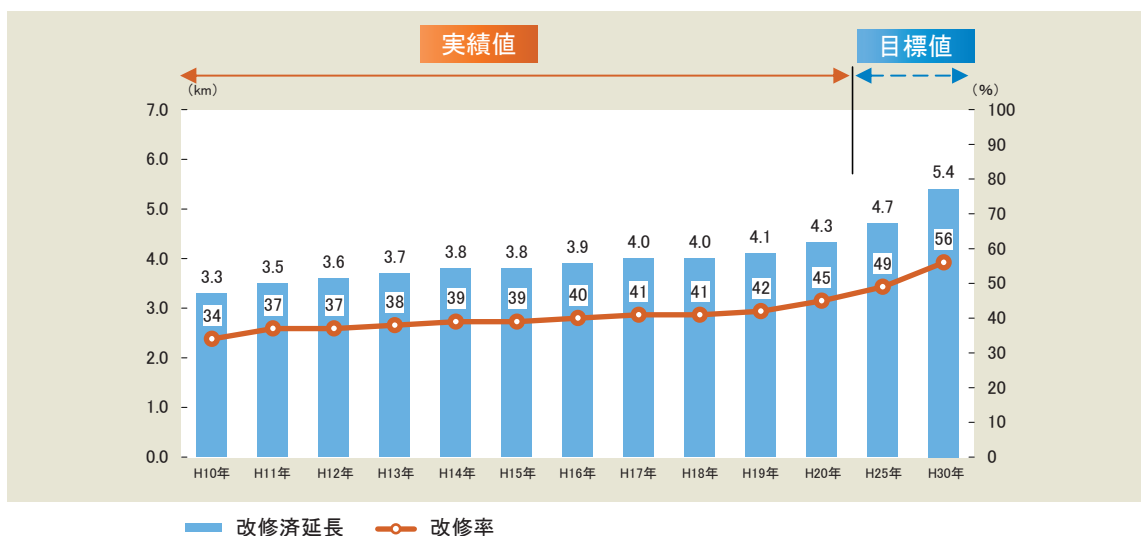
水害に対する安全を確保するため、境川など愛知県管理の2級河川は、5年に1回の大雨に耐える断面によって、整備はほぼ完了しています。

市管理の準用河川6河川のうち3河川（唐沢川・福田川・大曲川）は5年に1回の大雨に耐える断面によって改修しております。また、砂後川・茶屋川の整備は毎年着実に進めています。寺田川については、2河川の整備後、改修の必要があります。河川の整備は自然に配慮した構造で進めておりますが、河川全体の5年確率の大雨に対する改修率は45%程度で整備の進捗率はなかなか上がらないのが現状です。

また、雨水流出抑制対策として、区画整理事業など大規模開発における調整池整備や、みよし市民病院など新規公共施設へ貯留施設を設置しています。

境川流域の浸水被害防止を目的に特定都市河川および特定都市河川流域の指定が予定されています。今後は、未整備河川の自然に配慮した改修を進めるとともに、境川流域水害対策計画を策定し、開発などに対しての雨水流出抑制対策など広く市民への周知が必要です。

河川改修延長



多自然型河川のイメージ

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 準用河川の整備

継続

新規

災害に強い治水対策として整備を行うとともに、自然に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間としての機能に配慮し、水辺の憩いの場づくりを進めます。
また、境川流域の浸水被害防止を目的とした境川流域水害対策計画を策定し、雨水流出抑制対策などを実施します。

<主な事業>

- ・準用河川砂後川改修事業
- ・準用河川茶屋川改修事業
- ・境川流域水害対策計画の策定事業
- ・雨水流出抑制対策事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
準用河川の改修率	準用河川の改修済延長／準用河川の総延長（9.67km）	45%	49%	56%
多自然型河川の整備率	多自然型河川改修済延長／計画延長	7%	19%	32%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

2 級河川境川の維持管理、全体改修・整備の促進を関係市町と連携し関係機関へ要望してまいります。

また、準用河川の改修は災害に強い治水対策として整備を進めるとともに自然に配慮した多自然型の整備や親水空間としての機能に配慮し水辺の憩いの場づくりを進めます。

境川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用により、境川流域水害対策計画を策定します。

協働の考え方

整備された河川がいつまでも災害に強く、親水空間として維持できるように、市民と行政がその役割に応じた責任を認識し、効果的・効率的な施策が展開できるようみんなで考え、取り組みます。

市民と行政の役割

市民は、策定された浸水被害対策計画を遵守し、境川流域の浸水被害の防止に努めます。また、河川が親水空間として安全、快適に利用できるよう河川に関心を持ち、ごみ拾いや草刈整備などできることから積極的に取り組みを始めます。

行政は、市民から自主的に始まった河川などの維持管理業務を積極的に支援するとともに、災害に強く、自然に配慮した親水空間としての機能に配慮した河川の計画づくりおよび整備を進めます。また、境川流域における浸水被害を無くすため、関係市町と協力し境川流域水害対策計画を策定します。

6 景 観

現 状 と 課 題

本市は、農業を主体とした土地利用から、きたよし地区に代表される住宅開発、工業団地開発、大規模商業施設などの開発が進み、都市計画道路などの都市基盤施設も整備されてきました。しかし、都市計画マスタープラン、緑のマスタープランでは補完できない景観づくりが必要であり、都市化が進む一方で豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまち並みなど良好な景観形成に関する市民の関心が高まっています。

国において、美しい国づくり政策大綱が平成 15 年に公表され、良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法^{注1}が平成 16 年に公布され、景観に関する法的な拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

今後は、潤いのある生活空間の創造や地域の特性を活かした個性あるまちづくりを進めるにあたり、景観形成のための具体的な施策展開を図る必要があります。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 景観基本計画などの策定

新規

良好な景観形成を図るため、景観基本計画などの策定を進めます。

＜主な事業＞
・景観基本計画策定事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
景観基本計画	景観基本計画の策定	未策定	策定済	実施

2 景観重要公共施設などの指定

新規

景観計画区域内の良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を「景観重要公共施設」として、地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で、周辺の景観に影響を与えるものを「景観重要樹木」として、また市街地の良好な景観の形成を図るため「景観地区」の指定を進めます。

＜主な事業＞
・景観重要公共施設（道路、公園、河川）の指定
・景観重要樹木の指定
・景観地区の指定

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
道路指定の路線数	道路指定の路線数	0 路線	4 路線	8 路線
公園指定の箇所数	公園指定の箇所数	0 か所	2 か所	5 か所
河川指定の河川数	河川指定の河川数	0 河川	1 河川	2 河川
景観重要樹木の指定数	景観重要樹木の指定数	0 本	5 本	5 本
景観地区の指定数	景観地区の指定数	0 地区	1 地区	2 地区

施策の進め方

施策の展開シナリオ

良好な景観形成を図るため、景観行政団体の指定を受け緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画と一体的な景観基本計画を策定します。

基本計画に基づき、緑豊かな宅地開発や、緑を保全した開発行為の実現を図るため、景観条例などの制定を行います。

基本計画に基づき、景観公共施設の指定を行い、公共施設の整備に関する事項および占用許可などの基準に基づき良好な景観形成を図ります。

地域の景観を形成する上で、重要な要素となっている樹木を景観重要樹木として指定し景観上の維持・保全・継承に努めます。

市街地の良好な景観形成を図るため、景観地区の指定に努めます。

景観法、都市緑地法の関係法令を活用し、美しく緑豊かな都市の創造に努めます。

協働の考え方

基本計画策定の段階から市民と行政が一体となって取り組み、具体的な施策展開や計画推進の方策について協働で取り組みを図ります。

市民と行政の役割

市民は、周辺との調和に配慮し、民有地の良好な景観形成に努めます。

行政は、道路・公園などの公共施設の景観整備を推進するとともに、市民による景観形成の取り組みを支援します。

三好稲荷閣



保田ヶ池公園



用語解説

注1…景観緑三法 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律



環境と人にやさしいまち

1 地球環境の保全

現状と課題

本市では、環境基本計画、生活排水対策推進計画を定め、市民、行政の責務などを明確にし、環境の保全、公害の防止に努めています。

地域の発展に伴って、大気汚染や生活排水による河川、ため池の水質汚濁が心配され、環境保全対策として、大気・水環境の調査を実施してきました。また、限りある資源の有効利用やCO₂排出削減のため、化石燃料に変わる自然・新エネルギーを利用する施設や機器の普及のため、住宅用太陽光発電システムや低公害車の購入費の一部を支援し普及に努めてきました。公共施設整備では、太陽光発電システム設置、雨水などの再利用として地下タンクの設置を行ってきました。

今後も引き続き、車の排気ガスなどによる大気の汚染防止、一般家庭からの生活排水などによる水質汚濁の防止や化石燃料などの消費抑制を目指し、バイオ燃料の活用や、省エネ・省資源の推進が必要となっています。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 環境の保全

継続

大気環境調査・水質調査を実施し、環境を保全します。

＜主な事業＞

- ・大気環境調査事業
（降下ばいじん、排気ガス、悪臭）
- ・水環境（ため池、河川）調査事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
大気環境基準適合率	大気環境基準適合地点数／調査地点数	100%	100%	100%
河川水質環境基準適合率	水環境基準適合地点数／調査地点数	43%	79%	80%
ため池水質環境基準適合率	水環境基準適合地点数／調査地点数	13%	35%	40%

2 自然・新エネルギーの導入

継続

CO₂の削減など地球温暖化防止に向けて、自然・新エネルギーを利用した施設整備などの導入を支援します。

＜主な事業＞

- ・住宅用太陽光発電システム整備事業
- ・低公害車普及促進事業
- ・高効率給湯器設置事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数（累計）	205 台	450 台	600 台
低公害車普及への補助台数	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数（累計）	153 台	750 台	1,050 台
高効率給湯器普及への補助台数	高効率給湯器（電気・天然ガス）設置者へ設置費の一部を補助した台数（累計）	260 台	1,300 台	2,100 台

3 公害防止協定の締結

拡 充

市内事業所と公害防止協定を締結し環境負荷の低減に努め公害防止の防止を推進します。

＜主な事業＞
・市内事業所公害防止協定締結事業
・公害対策事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
公害防止協定締結事業所数	市内事業所と公害防止協定の締結事業所数	59 事業所	65 事業所	70 事業所

4 環境教育・環境保全講演会の開催

継 続

市内の保育園・小中学校を対象に環境教育を実施し、環境問題全般の意識高揚を推進します。

＜主な事業＞
・保育園、小中学校環境教育実施事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
環境教育開催数	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数	8 回	10 回	15 回

施策の進め方

施策の展開シナリオ

環境にやさしいライフスタイルへの転換などとして、化石燃料の消費削減（CO₂削減）、自然・新エネルギー（燃料電池、バイオ燃料など）を用いた施設・機器の普及に努め、家庭・地域ぐるみで環境にやさしいスタイル（環境負荷の低減）形成の実現に努めます。

大気（降下ばいじん、排気ガス、悪臭）、水（河川・ため池）環境調査を実施し、環境保全のための現状把握や意識高揚に努めます。

大気汚染防止法・水質汚濁防止法などの、法規制遵守状況の監視や事業所の立入り調査を実施し保全に努めます。

協働の考え方

市民・行政が環境保全の維持向上やエネルギー消費の削減（地球温暖化防止）などのために、それぞれの役割を認識しながら、環境保全の向上、自然・新エネルギーの活用などについてみんなで考え実践します。

市民と行政の役割

市民は、自然環境への負荷（CO₂削減など）低減のために生活様式の見直し（電気・水の節約など）や自然・新エネルギーの必要性を理解し使用に努めます。

事業者は、大気環境（騒音、悪臭など）に悪影響を及ぼさないように努め、その保持・向上に市民と一体となって展開します。

行政は、自然環境への負荷低減を目指し、市民や動植物に悪影響の生じないようにするとともに、自然・新エネルギーの普及促進に努め、地球規模で展開する各種の地球温暖化防止対策（省エネなど）を実践します。

2 循環型社会

現状と課題

本市の環境美化運動は、市環境美化推進協議会と25の行政区に設置した、地区環境美化推進協議会が連携して、自主的に事業が展開されています。

子どもに対する教育としては、小中学校の児童生徒を対象に、ごみ処理など環境美化についての職場体験や現場指導などを実施してきました。

人口の増加とあわせ増加するごみの量や生活様式の変化によるごみの質が多様化してきています。そうした状況に対応するため、一般家庭から生ずるごみの収集は、効率的に行うために、燃やすごみ（週2回）、燃えないごみ（月2～3回）、資源回収（月2回）を行っています。

また、資源回収の拠点づくりとして、平成12年度・15年度に2箇所のリサイクルステーションみよしを設置し資源回収を行い、ごみの減量化に努めています。

収集されたごみの処理は、主に尾三衛生組合・豊田市が運営するグリーンクリーンふじの丘で適正に処理しています。しかし、人口の増加とともに増え続けるごみは、分別の徹底、「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」（3R）の実践による減量化と、広域事業によるごみ処理施設の効率的な運営、最終処分場の確保などが必要となっています。

ごみの排出量の推移



リサイクルステーション

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 ごみの適正処理と環境美化

継続

日常生活から生ずるごみの減量化に努めるとともにボランティア活動を支援します。

＜主な事業＞

- ・家庭ごみ計画収集事業
- ・地区環境美化推進協議会運営事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
1日1人当りごみ排出量	市民1日1人当たりのごみの排出量 (ごみ排出量÷365日÷人口)	855g	840g	830g
環境ボランティア団体の育成	環境ボランティア登録団体数	15団体	18団体	20団体

2 「3R」の推進

継続

3Rの意識啓発を推進するとともに、ごみの減量化のために分別回収などを行い再利用資源の有効利用を実践します。

＜主な事業＞

- ・リサイクル推進事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
1日1人当り再利用資源回収量	市民1日1人当たりの再利用資源回収量 (回収量÷365日÷人口)	144g	160g	170g
再利用資源回収率	総排出量と再利用資源回収量の割合 (再利用資源回収量÷ごみ排出量)	17%	19%	21%
リサイクルステーションの設置数	市内で整備されたリサイクルステーション数	2か所	2か所	3か所

施策の進め方

施策の展開シナリオ

地域の生活環境の向上のためのごみのポイ捨てや不法投棄防止の意識を高めます。

ごみの適正処理や減量化として分別回収、リサイクル運動を推進します。そのために、「子どもの頃からの教育、体験学習」や「環境保全講演会」などを展開し、市民一体となって「3R」の意識高揚に努めます。

ごみの計画収集の充実、リサイクルステーションの適正な管理運営や処理施設の運営など広域事業の維持に努め環境に配慮したまちにします。

協働の考え方

市民・行政がごみの適正処理や減量化のための循環型社会の推進についてそれぞれの役割を認識しながら、レジ袋削減のためのマイバック運動などみんなで考え実践します。また、地区環境美化推進協議会やボランティア団体を中心にごみゼロ運動などを推進します。

市民と行政の役割

市民は、日常生活の中で、日々生ずるごみの発生抑制を目的とした、分別回収やリサイクル活動の励行に努め、ごみの排出の少ない生活スタイルへの転換を行います。

事業者は、事業活動によって生ずる一般廃棄物の抑制を目指しゼロエミッションを実践します。

行政は、生活様式の変化などに応じて多様化し増加するごみを適正に処理しながら、ごみ減量化を目指したリサイクル活動やごみ処理施設の確保などについて必要な措置をします。

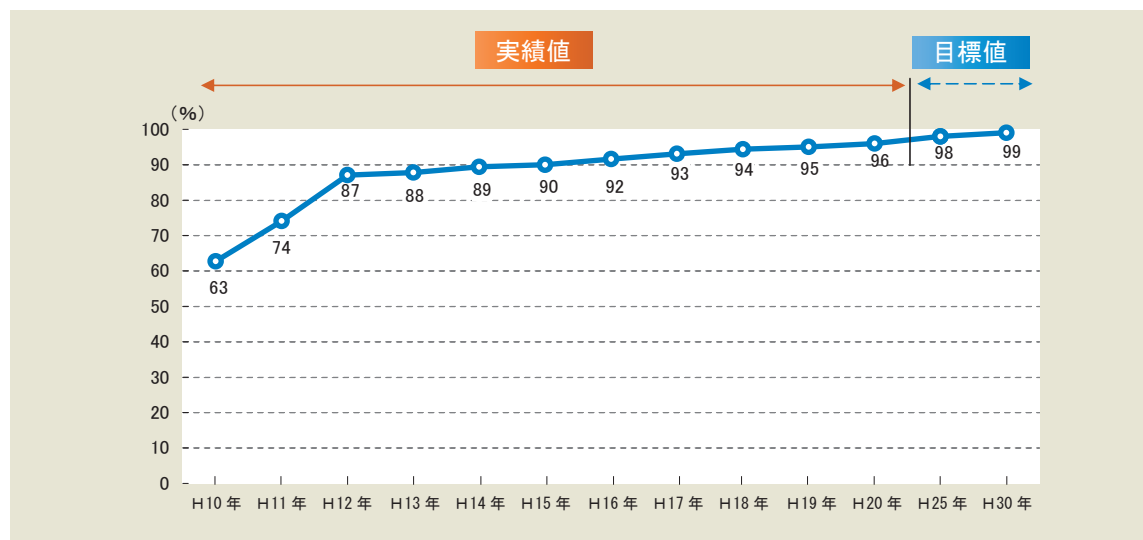
3 下水道など

現 状 と 課 題

本市の下水道などの整備は、昭和 50 年代から農村部における農業集落排水事業の着手を皮切りに、市街地での公共下水道、農村部以外の市街化調整区域を対象としたコミュニティプラントなどの汚水処理事業に積極的に取り組んできており、既に公共下水道事業以外の整備は、ほぼ完了し、平成 20 年度末の下水道など汚水処理普及率は 96%となっています。現在は、市街化区域に隣接する市街化調整区域の整備を流域関連公共下水道事業にて推進しております。

しかし、市内には下水道処理区域からかけ離れ下水道での整備が困難な地域もあり、将来的に合併浄化槽などの対応が必要となってきます。また、下水道処理区域内における各家庭などの接続状況（水洗化）についても、速やかな接続がなされていないのが実情であり、目的とする快適な生活環境づくりを達成するために接続のPRや個別訪問に努める必要があります。

汚水処理普及率の推移と目標



苅生浄化センター

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 下水道など汚水処理の普及

継続

合併浄化槽を含めた下水道などの整備を推進し、市全域での汚水処理を普及します。

＜主な事業＞
・流域関連公共下水道事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
汚水処理普及率	汚水処理区域内人口 / 総人口	96%	98%	99%
汲取り世帯数	一般家庭におけるし尿汲取り世帯数	187 世帯	155 世帯	130 世帯

2 下水道などへの接続による水洗化の促進

継続

下水道などの整備に伴い、各家庭などの下水道接続工事を促進し、市全域の水洗化に努めます。

＜主な事業＞
・広報などによる接続啓蒙
・乾燥汚泥肥料配布事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
水洗化率	水洗便所設置人口 / 処理区域内人口	89.9%	94%	97%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

本市の流域関連公共下水道事業は、市街化区域内の整備をほぼ完了し、現在、継続中である市街化調整区域内の下水道整備を積極的に進めます。また、下水道での整備が困難な地域については、合併浄化槽での処理を進めます。

協働の考え方

下水道の整備を推進するためには、市民の協力は不可欠で、地域ごとに地区分けを行い、それぞれの地区において選出された住民代表で組織される下水道整備対策委員会を設置しております。

委員会は、行政と連携し、下水道知識習得のための勉強会、工事や負担金など徴収説明会を実施し、地権者への連絡調整並びに各家庭に対する接続PRを進め、河川やため池の水質保全に努めます。

市民と行政の役割

市民は、下水道の供用開始後、速やかに宅内接続工事を実施し、下水道の目的である衛生的で快適な生活環境の確保、河川やため池の水質保全に努めます。

行政は、計画的に下水道などの整備を推進し、建設された施設の適正な維持管理に努めます。

4 墓 地

現 状 と 課 題

墓地は、これまで行政区単位の墓地と、宗教法人の墓地により整備・運営されてきました。しかし、人口の増加に加え墓地を所有しない世帯から、公共整備による要望が強くなりました。整備に向けて住宅都市整備公団（現在の独立行政法人都市再生機構）から、三好丘旭地内に約25,000㎡の土地を購入し、やすらぎ霊園として平成15年から30年間に4期に分け整備を進めています。

平成18年度から使用者の公募を行い2㎡・3㎡区画で併せて181区画の応募がありました。今後は、やすらぎ霊園の計画的な整備と適正な管理・運営が必要となっています。

やすらぎ霊園整備計画概要（普通墓地・芝生墓地）

工 区	計画年次など	整備面積	区画数	面 積	予定区画数区
第 1 期	H 15 ～ 17 年	9,660㎡	125 区画	2㎡	306 区画
			181 区画	3㎡	
第 2 期	空き区画の状況を確認しながら順次整備予定	4,020㎡	155 区画	2㎡	506 区画
			128 区画	3㎡	
			223 区画	3㎡（芝生）	
第 3 期		6,750㎡	419 区画	2㎡	681 区画
			262 区画	3㎡	
第 4 期		4,350㎡	231 区画	2㎡	423 区画
	192 区画		3㎡		
合 計		24,780㎡			1,916 区画

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 やすらぎ霊園墓地の整備

継 続

やすらぎ霊園を計画的に整備し、墓地需要に対応した整備を推進します。

＜主な事業＞
・やすらぎ霊園整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	現状（H20）	H 25	H 30
やすらぎ霊園墓地整備区画数	やすらぎ霊園の墓地整備区画数	306 区画	812 区画	812 区画
やすらぎ霊園芝生墓地整備区画数	やすらぎ霊園の芝生墓地（宗教にとられない方などの利用）整備区画数	0 区画	223 区画	223 区画

施策の進め方

施策の展開シナリオ

供用開始により、墓地をいつでも使用できるように需要の状況を常に把握します。
計画的に墓地を整備し、必要とする市民の需要に対応します。
そのために、墓地使用料や管理料の適正価格の維持に努め、墓地の適正な管理・運営をします。

協働の考え方

市民と行政が一体となって墓地の管理・運営にそれぞれの役割を認識し、使用しやすい墓地づくりをみんなで考えながら実践します。

市民と行政の役割

市民は、受益者負担の原則に基づき使用料・管理料の負担をし、管理・運営について使用者の責務を実行します。

行政は、自然環境に配慮しながら計画的に墓地整備を行い、いつでも誰でも使用できる墓地を確保し、適正な管理・運営をします。



やすらぎ霊園 イメージ図